県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目１番地
毎週火、金曜日発行

目　次

（取扱課室名）　ページ

○ 告示
252　知事管理漁獲可能量の変更　（資源管理課）...... 1
253　基本測量の終了　（技術調査課）...... 1
254　道路の区域変更　（道路保全課）...... 1
255　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定　（砂防課）...... 2
○ 監査公表
監査公表第7号 2
監査公表第8号 4
○ 正誤
令和4年12月16日付け和歌山県報号外和歌山県条例第65号中 5

告　示

和歌山県告示第252号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定めたくろまぐろに係る令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を令和5年2月16日付けで変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年2月28日

和歌山県知事　岸　本　周　平

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	和歌山県資源管理方針第3の2に規定する留保枠の量
和歌山県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	12.1 トン	4.6トン
和歌山県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	18.4 トン	
和歌山県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	11.4 トン	3.4トン
和歌山県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	17.4 トン	

和歌山県告示第253号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年2月28日

和歌山県知事　岸　本　周　平

1　作業の種類　基本測量（防災対策地域水準測量）
2　作業期間　令和4年8月1日から令和5年1月31日まで
3　作業地域　和歌山県田辺市及び新宮市並びに西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

和歌山県知事　岸　本　周　平

1　道路の種類　一般国道

2　路線名　169号

区　　　間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延　長 メートル	備　　　考
新宮市高田字白見3772番1地先から同市相賀字平峪1087番1地先まで	旧	4.80 ～ 35.06	5,929.00	一般国道168号との重用延長5,929.00メートルを含む。
同上	新	4.80 ～ 35.06	5,929.00	一般国道168号との重用延長5,929.00メートルを含む。
同上	新	10.43 ～ 47.64	4,927.80	一般国道168号との重用延長4,927.80メートルを含む。

和歌山県告示第255号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年2月28日

和歌山県知事　岸　本　周　平

1　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

向島谷川左支渓（4-361-1-901）

3　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4　法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに湯浅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

監　査　公　表

和歌山県監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月28日

和歌山県監査委員　森　田　康　友
和歌山県監査委員　河　野　ゆ　う
和歌山県監査委員　谷　　　洋　一
和歌山県監査委員　多　田　純　一

1　監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2　監査の着眼点

(1)　予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
(2)　収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
(3)　財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
(4)　事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3　監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
有田振興局	令和4年11月2日
紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田湯浅警察署	〃

4　監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1)　指摘事項

有田振興局建設部

道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2)　注意事項

ア　有田振興局健康福祉部

（ア）生活保護費返還金において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a　履行延期を承認し履行期限が翌年度以降となる債権について、債権管理簿を作成していなかった。

b　納期限から20日経過後も督促状を発していなかった。

（イ）収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、出力されず決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ　有田振興局農林水産振興部

（ア）予防治山工事に係る建設工事請負契約において、契約保証のための金融機関等の保証書等の受理前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。

（イ）昨年度に引き続き、出納員の現金出納簿が作成されていなかったので、適正に処理されたい。

ウ　紀中県税事務所

収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ　和歌山県立有田中央高等学校
使用料及び賃借料の支出負担行為票の取消しについて、決裁がなされていなかったので、適正に処理されたい。
オ　和歌山県立たちばな支援学校
児童生徒等送迎業務に係る賃貸借契約において、契約保証金の受入前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。

和歌山県監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月28日

和歌山県監査委員　森　田　康　友
和歌山県監査委員　河　野　ゆ　う
和歌山県監査委員　谷　　　洋　一
和歌山県監査委員　多　田　純　一

1　監査の対象
3の監査対象機関の財務に関する事務の執行
2　監査の着眼点
(1)　予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
(2)　収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
(3)　財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
(4)　事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。
3　監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県東京事務所	令和4年11月15日
日高振興局	令和4年11月22日
和歌山県立日高高等学校附属中学校・和歌山県立日高高等学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃
和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立みはま支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃

4　監査の結果
上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。
ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。
なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。
(1)　指摘事項
日高振興局建設部
道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。
(2)　注意事項

ア　和歌山県東京事務所

タクシー乗車券交付簿（管理簿）について、所属長の承認を受けずに、券綴管理者の交代及びタクシー乗車券の引継ぎがなされていたので、適正に処理されたい。

イ　日高振興局地域振興部

日高総合庁舎電話交換業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

ウ　日高振興局健康福祉部

随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ　日高振興局農林水産振興部

土地改良区の資格証明交付申請書において、県証紙の消印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ　日高振興局建設部

（ア）椿山ダムゲート設備年次点検整備業務の変更契約の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったので、適正に処理されたい。

（イ）廃川敷地については、令和3年度末で1件が未処理となっている。

今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

カ　県立南部高等学校

現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a　現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者となっていた。

b　現金出納簿の払込日と実際の払込日が相違していた。

キ　県立みはま支援学校

旅行命令において、自家用自動車等の使用の承認の基準を満たしていないにもかかわらず命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

正　誤

正　誤

令和4年12月16日付け和歌山県報号外和歌山県条例第65号中

ページ	誤	正
25	規則で定めるる者	規則で定める者